

山口県障害福祉(障害児支援)従事者処遇改善緊急支援事業費補助金 FAQ

問1 補助金の支払い時期に「3月下旬」「4月下旬」「6月下旬」とあるが、これは「県から法人への支払い時期」か「法人から従業者への支払い時期」か。

- 県から法人への支払い時期を差します。
- 法人から従業者への支払い時期（賃金改善の対象期間）につきましては問2及び問3をご参照ください。

問2 補助金の支払い時期を「3月下旬」にした場合、賃金改善の対象期間いつからいつまでか。

- 賃金改善改善の対象期間は令和7年12月～令和8年3月31日までとなります。

問3 補助金の支払い時期を「4月下旬」や「6月下旬」にした場合、賃金改善の対象期間はいつからいつまでか。

- 賃金改善改善の対象期間は令和7年12月～実績報告書の提出日までとなります。
- なお、実績報告書の提出の期限については、現在調整中です。決まり次第、速やかにお知らせいたします。

※参考

令和7年6月に支払いを行った人材確保・職場環境改善等事業費補助金の実績報告書の提出期限は令和7年10月15日。

問4 補助金の支払い時期に「3月下旬」を選択した場合、3月末までの賃金改善とは3月分の賃金(翌月払いの場合4月支払い分)までにということか。

- 支払いを3月末までに終える必要があるため、翌月払いの場合2月分の賃金（3月支払い分）まで対応する必要があります。

問5 支払い時期によって、賃金改善をする対応期間が変わるが、補助金の額にも違いは生じるか(3月下旬を選ぶと対応期間が短いため補助額も少なくなるのか)。

- 補助金の支払い時期によって賃金改善の対応期間に違いは生じますが、基準月が同じであれば補助金の額に違いは生じません。

問6 賃金改善の対象に事務職員は含まれるか。

- 含まれます。

問7 賃金改善をする際は基本給などのベースアップで行う必要があるのか。

- 基本給等のベースアップを基本としていますが、一時金、手当等で行うことも可能です。

問8 法定福利費等の事業主負担分は、賃金改善に含めてよいか。

- 法定福利費等の事業主負担については、賃金改善に伴い生じる増加部分に限り含めることができます。

問9 複数の事業所を運営しているが、賃金改善は事業所単位でそれぞれ補助金を使い切る必要があるのか。

- 賃金改善については、法人単位で補助金額を上回る賃金改善が行われていれば、事業所間で過不足を補うことも可能です。
- ただし、障害福祉サービス事業所等と障害児通所支援事業所等のやりとりに関しては、別の補助金になりますので過不足を補うことはできません。

問 10 休廃止を予定している障害福祉サービス事業所等や障害児通所支援事業所等について、本補助金の対象となるか。

- 事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている障害福祉サービス事業所等や障害児通所支援事業所等については、本補助金の対象外となります。
- 事業計画書の提出時点で見通せなかつた事情等により障害福祉サービス事業所等や障害児通所支援事業所等が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに補助金事務局もしくは障害者支援課までご連絡ください。

問 11 月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、どのように反映されるのか。

- 12月報酬等に係る月遅れ請求や再請求等に伴う過誤調整分を補助金額に反映する必要がある場合は、今回ではなく4月以降の申請受付期間において本補助金を申請する必要があります（支払い時期は6月下旬となります）。
- 4月以降の申請受付期間において申請された場合、令和8年3月末までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関（国民健康保険団体連合会）により受理された月遅れ請求や過誤調整が補助金額に反映されます。